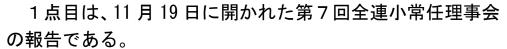
令和元年度 第4回理事研修会 会長挨拶

1. 12. 16

本日は、寒さが厳しい中、全道各地から、遠路お集まりいただき、心から感謝申し上げる。内容の濃い1日となるが、 どうぞよろしくお願いする。

それでは、私の方から教育情勢について、4点ほどお話し する。





中教審では、新しい時代の初等中等教育の在り方の諮問を受けて、特別部会が開催され論点整理の案が出されている。今後大きく変わっていく義務教育の方向性とそのために必要なことがまとめとして書かれている。とくに、「ICT環境や先端技術を効果的に活用した教育の在り方」については、「学校 ICT環境は教育現場で必要不可欠なものであるが、現状の情報化の致命的な遅延や地域間格差は、学習環境・職場環境として大きな問題であり、抜本的な改善が必要である。」と文科省が指摘している。これは、地財が目的に合った仕方で使われていないために、格差がどんどん広がっているという実態を、文科省がかなり重く受け止めている表現である。

「教科担任制の在り方について」は、小学校高学年からの教科担任制の実施を本格的に導入すべきとしている。しかし、小規模校においても実施可能な仕組みを構築することが課題である。今後は、そのあたりも考慮に入れながら条件整備を図っていくということになる。

「著作権法の改正と学校教育」についてです。他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒に配布するのは、著作権法35条で許可されているが、以前はインターネットを経由して提供するのは認められないことになっていた。将来的にICT環境を整え、遠隔授業や反転授業などで著作物を利用した教材を配信することが行われるため、2018年5月に著作権法が改正され、サ

ートラス(音楽ではジャスラックのような機関)へ授業目的公衆送信補償金を支払うことによって許可されることになった。小学校の場合、義務教育なので、その支払いを設置者(自治体等)が行うことになる。ただ、この理解が浸透しておらず、手続きが進んでいない。今後2年以内に、自治体が児童生徒一人当たり数百円の補償金を支払い、ネットを介した授業ができるようにしていく必要がある。

2点目は、先週12日に行われた第8回常任理事会の報告である。

2019 年度の補正予算案が閣議決定され、小中学校 1 人 1 台のパソコンを整備していくことが盛り込まれた。11 月 27 日の読売新聞には、高速通信も含め国が無償配備とあり、地域間格差を国の主導で解消すると記事が出ていた。一方で12 月 6 日の道新の記事には、自治体が半額負担との内容が出ており、どのような内容になっていくのかは、詳しくつかめてはいない。ただ、文科省は本年 6 月 28 日に「学校教育の情報化の推進に関する法律」を公布・施行しており、これを自治体が深く受け止めていないという実態があったり、地財措置をしているが、3 人に 1 台配備という目標に比べ、5.4 人に 1 台にとどまっていたりと、自治体任せでは地域間格差の解消には至らない現状がある。中教審の特別部会の委員の方らは、I C T の環境整備は、国が一斉にやらないと世界からどんどん遅れるとの意見が出ているとのことである。方向性としては、国が主導して I C T 環境を整備していくとのことで前進していくと思われるので、今後は教員のスキルが求められてくる。校長として、授業にタブレットを日常的に活用できる教員を育成することを、一つの目標に取り組む必要が出てくる。

次に給特法の改正についてである。給特法の改正は 12 月 4 日の参議院で成立した。1 年間の変形労働時間制ができるようになり、来年度、各自治体が条例改正をするのかどうかという段階になる。1 年間の変形労働時間制令和 3 年度から適用されます。また、業務量の適切な管理等に関する指針の策定は、令和 2 年度からになる。大切なのは、衆議院・参議院ともに付帯決議がなされて

いる。その中で、学校に関係するのは、「2. 服務監督者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。」とある。校長は、勤務時間の記録を公文書として、徹底した管理が求められ、保存できていない場合には不作為責任が問われる可能性も出てくる。また、「4. 服務監督者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校時間の縮減に取り組むこと。」とある。ここに書かれているように、業務量により校務分掌の決めるとなれば、今まで能力も加味していた決め方がどうなっていくのか心配な点である。

次に、PISAの調査についてである。高校1年生が対象であるが、今回読解力が下がったということで話題になっている。この調査は今回から、パソコンを使った調査となった。下がった原因の一つは、パソコンに慣れていなかったということがあるのではと言われている。また、この点で、世界の標準から日本はかなり遅れていると指摘されたところでもある。学校の授業でのデジタル機器の利用時間が最下位となっている。また、この調査対象の高校1年生は、現学習指導要領で小学校時代を育った子どもたちである。読解力の下がったもう一つの原因は、小学校教育において、伝え合い重視によって読解にかける時間が少なかったのではないか、また、国語以外でも言葉にこだわる指導が減っていたのではないか、教科書を正確に読む機会が減ってきたのではないかと考えられるところである。

3点目です。「小学校教育の充実・改善に関する要望書」についてである。「小学校教育の質を維持し、わが国の将来を担う子どもたちの教育を推進するためには、教員定数の改善は不可欠」と訴え、人的・物的措置の一層の充実と教育

諸条件の整備に向けて10項目について要望している。

この要望書は、先週 12 日(木)午後、全連小役員とともに、私もブロック 代表の常任理事として、衆議院議員会館及び参議院議員会に届けてきた。

4点目、学校の教育環境整備に係る地方財政措置におけるおおよその基準財政需要額について(通知)である。道教委の通知が、市町村教委に発出されている。各市町村の教育環境整備に関わる基準財政需要額の一覧表がある。この額は地方交付税30%分を含んだ額となる。首長部局に対する予算要求の資料として、積極的に活用すること、校長会と連携を図ることが記述されている。また、別冊で、「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」をお渡しした。市町村別の教育用パソコン、無線LANの整備率が分かる。補正予算で、国主導で整備がなされる方向であるが、首長の考えが大きく影響してくる。とくに、北海道全体で深刻な状況は、統合型校務支援システムの整備状況である。札幌市のように100%の市町村と0%の市町村に大きく分かれている。道の平均整備率は52.6%で、全国平均値の57.2%を下回っている。通知表を指導要録へ流し込んだりと、長時間勤務を縮減する上で、大切なアイテムの一つである。このような通知やデータを、予算要求の根拠として使っていただきたい。

最後に、次回の全連小北海道大会(全国大会)については、札幌開催の方向でとお願いしていたが、先日の札幌市小学校長会の理事研において、市小の佐藤会長から全連小の一員として札幌市が受けていきたいと提案があり、承認された。お力添えいただいた札幌市小学校長会の皆様に感謝申し上げる。

本日は、どうぞよろしくお願いする。